

平成30年8月23日

長岡京市長 中小路 健吾 様

長岡京市情報公開・個人情報保護運営審議会
会 長 本 多 滝 夫

諮 問 事 項 に 関 す る 答 申

平成30年7月4日付け30長対広第16号で本審議会に対して諮問のありました下記の事項について意見等を取りまとめましたので、別紙のとおり答申します。

記

- 1 個人情報保護条例第9条第1項第5号の規定に基づく外部提供
長岡京市スポーツ推進計画中間改訂に向けた「スポーツに関する市民意識調査」のための個人情報の外部提供について

- 2 個人情報保護条例第8条第2項第5号の規定に基づく本人以外からの個人情報の収集
総合観光案内版デジタルサイネージへの顔認証カメラ導入による利用者データの収集について

以上

答 申 書

答 申 番 号	3 0 - 3	答 申 日	平成30年8月23日
審 議 件 名	長岡京市スポーツ推進計画中間改訂に向けた「スポーツに関する市民意識調査」のための個人情報の外部提供について		
審 議 日	平成30年7月18日		
内 容			
<p>平成30年6月7日付で市長より、審議件名のとおり、長岡京市個人情報保護条例第9条第1項第5号の規定に基づく教育委員会への外部提供として本審議会に諮問があった。</p> <p>本審議会は、所管課である文化・スポーツ振興室の説明を受け、以下の通り確認した。</p> <ul style="list-style-type: none">・平成27年度から10年計画の「長岡京市スポーツ推進計画」の中間年改訂のための基礎資料作成にあたりアンケート調査を行うため、住民基本台帳の記録データから本市在住の20歳以上2,100名を無作為抽出し、その個人情報を利用しようとするものである。・利用しようとしている個人情報は、抽出対象者の氏名、住所及び年齢である。・抽出処理は電算室内の端末を利用し、当該室端末内の所定のフォルダーに格納しラベルシールを直接作成するため、抽出データを外部に持ち出すことはない。また、作成したラベルシールは所管課のみで使用するものである。 <p>本審議会は、審議の結果、以下の意見を付したうえで、外部提供については問題ないとの結論に達した。</p> <ol style="list-style-type: none">①抽出した個人情報を媒体等に取り込むことなく、処理終了後は長岡京市セキュリティに関する規程に従ってその個人情報を削除すること。②出力したリストは適切に保管・管理し、利用が済み次第廃棄すること。			